

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）は、令和 3 年 8 月 10 日付けで行った公文書不存決定を取り消すとともに、「佐賀県医療保護入院等のための移送制度実施要領」及び「精神障害者の移送に関する事務処理基準について（平成 12 年 3 月 31 日付け障第 243 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知。この日以降に改正された内容を含む。）」を対象公文書として特定し、それらの全部を開示する決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して「精神障害者福祉法第 33 条に基づく医療保護入院に関して県が対象者の病状その他状態に関わる適用基準を設けている場合その文書」について、令和 3 年 5 月 3 日付けで開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求のあった公文書について、「精神保健福祉法第 33 条に基づく医療保護入院に関しては公権力の責任で行うものではなく、家族等の同意と指定医の診察を要件として、本人の同意を得ることなく精神科病院に入院させる制度であり、県が対象者の症状その他状態に関わる適用基準は設けていないため。」として、条例第 10 条第 1 項の規定により、令和 3 年 5 月 7 日付けで公文書不存決定（以下「旧処分」という。）を行った。

（3）審査請求

審査請求人は、旧処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 3 年 5 月 19 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

（4）実施機関の再決定

実施機関は、審査請求人が審査請求書において「医療保護入院については公権力の責任によるところではない、という回答について不備が存在する。」としたのを受けて、旧処分を取り消すとともに、「精神保健福祉法第 33 条に基づく医療保護入院に関しては家族等の同意と指定医の診察を要件として、本人の同意を得る

ことなく精神科病院に入院させる制度であり、県は対象者の症状その他状態に関わる適用基準を設けていないため。」として、条例第 10 条第 1 項の規定により、令和 3 年 8 月 10 日付けで改めて公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が実施機関の弁明書を受領した後に提出した反論書において述べている主張は、概ね次のとおりである。

行政手続法の観点から行政執行においては、事前的、具体的、執行の環境によらず不変であることを満たす実施基準を用意する努力義務がある。医療保護入院制度は人身拘束が行われる重大行為であるにも関わらず、弁明書のとおり体制であるならばかなりの部分が精神医療審査会に丸投げで事後的であり専門的に過ぎ、県の執行体制は執行の対象者から見て行政手続法的な基準が満たされていないように見える。県が実施機関、監督機関として行政的、法的見地から実施基準を定めるのが妥当と信じる。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において述べている主張は、概ね次のとおりである。

県が対象者の症状その他状態に関わる適用基準を設けておらず、公文書が存在していないため、本件処分は妥当である。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり、判断した。

(1) 対象公文書について

本件開示請求があり、本件処分で不存在とされた公文書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 33 条の規定による医療保護入院に関して、佐賀県（以下「県」という。）が設けている対象者の症状等に関わる適用基準（以下「適用基準」という。）である。

この点、精神障害者を対象とする精神科病院への入院制度は、法で定められており、任意入院、医療保護入院、応急入院及び措置入院の 4 つがある。

このうち、本件開示請求に係る医療保護入院とは、指定医による診察の結果、医療及び保護のために入院の必要があり、任意入院が行われる状態にないと判定された精神障害者及び都道府県知事が移送した精神障害者について、その家族等のうちいずれかの者又は市町村長の同意を要件にして、精神科病院の管理者が本人の同意なしに入院させることができるという制度である（法第 33 条第 1 項及び第 3 項並びに法第 34 条第 1 項及び第 2 項）。

もっとも、精神科病院の管理者は、本人に対し、入院措置を採る旨や退院等の

請求に関する事等を書面で知らせるとともに、都道府県知事に対し、本人の症状等についての届出及び定期的な報告を行わなければならないとされている（法第33条第7項、第33条の3第1項並びに第38条の2第1項及び第2項）。また、本人、その家族等又は市町村長は、都道府県知事に対し、処遇改善請求又は退院請求を行うことができるとされている（法第38条の4）。

そして、都道府県知事は、これらの届出、報告、請求が行われたときは、入院の必要性や処遇の妥当性について精神医療審査会に審査を求めた上で、その審査結果に基づき、入院の必要がない者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることや処遇改善のための必要な措置を採ることを命じなければならないとされている（法第38条の3第1項及び第4項並びに第38条の5第1項及び第5項）。

（2）判断の要点について

実施機関は、本件処分を行った理由として、適用基準を設けていないと説明していることから、その説明の合理性の有無について判断することになるが、医療保護入院は、医療及び保護のために入院の必要がある等と判定された者について実施される場合と都道府県知事が移送した者について実施される場合とに分かれることから、実施機関の説明の合理性の有無を判断するにあたっては、各場合に分けて検討することとした。

（3）医療及び保護のために入院の必要がある等と判定された者について入院が実施される場合の適用基準について

この場合の入院が実施されるにあたっては、入院の必要があるなどの指定医の判定のほか、本人の家族等のうちいずれかの者又は市町村長の同意が要件となっていて、その手続において都道府県知事が関与することはない。また、精神科病院の管理者から都道府県知事に対して届出及び報告がなされ、あるいは本人等から都道府県知事に対して退院請求等がなされることがあるが、それらについては全て、医療や法律等の専門的な知見を有する委員で構成される精神医療審査会において入院の必要性や処遇の妥当性が検証され、専らその審査結果に基づいて医療保護入院の適正な実施が事後的に担保されるものになっていて、それらの手続において都道府県知事が対応を義務付けられることはあってもその裁量が入る余地はない。

すなわち、指定医、本人の家族等、精神医療審査会の関与とは別に、都道府県知事がその裁量に基づいて関与することを想定した上で何らかの適用基準を設けるべき必要性は認められない。

よって、医療及び保護のために入院の必要がある等と判定された者の医療保護入院に関して、県は適用基準を設けておらず、本件開示請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明を不合理だということとはできない。

(4) 都道府県知事が移送した者について入院が実施される場合の適用基準について
都道府県知事は、その指定する指定医による診察の結果、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障があり、任意入院が行われる状態にないと判定された精神障害者について、その家族等のうちいずれかの者又は市町村長の同意があるときに、本人の同意がなくてもその者を精神科病院に移送することができる」とされている。すなわち、この場合の入院の実施にあたっては、上記(3)に記載した場合とは異なり、移送という手続において都道府県知事がその裁量に基づいて関与することになる。そうであれば、移送を行うにあたっての適用基準が設けられていないというのは不合理であるとの考え方もあり得る。

そこで、審査会から実施機関に対して、改めて移送を行うにあたっての適用基準の存否の確認を求めたところ、「佐賀県医療保護入院等のための移送制度実施要領(以下「実施要領」という。)」が存在することが確認された。実施機関において、旧処分及び本件処分並びに審査会への諮問の時点ではその存在が確認されていなかったということになるところ、それは実施機関内の事務分掌の見直しの際に本来移管されるべき公文書が移管されていなかったことによるものである。

実施要領において、移送の必要性についての事前の調査や移送のための診察を行う指定医の選定等の制度の運用手続のほか、移送の対象者の症状等に関する判断基準として、保健福祉事務所における判断基準及び指定医の診察における判断基準が示されているところからすれば、実施要領が適用基準に該当することは明らかである。

また、実施要領においては「精神障害者の移送に関する事務処理基準」(平成12年3月30日付障福第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによるところからすれば、実施機関が国から取得した事務処理基準(以下「事務処理基準」という。)も実施要領と同じく、適用基準に該当するものというべきである。

なお、実施要領に記載されている「精神障害者の移送に関する事務処理基準」(平成12年3月30日付障福第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)とあるのは、「精神障害者の移送に関する事務処理基準について」(平成12年3月31日付け障第243号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)の誤記であると考えられ、また、この事務処理基準は通知後に複数回改正されていることが認められた。

よって、都道府県知事が移送した者の医療保護入院に関して、県は適用基準を設けておらず、本件開示請求に係る公文書は存在していないとする実施機関の説明は不合理だというべきであり、本件処分は妥当ではないから取り消されるべきである。

(5) 本件開示請求に係る開示決定について

実施機関が組織的に用いるものとして管理している公文書等で適用基準に該当するものは、実施要領及び事務処理基準のみであると認められる。

そして、審査会において、実施要領及び事務処理基準の内容を確認したところ、条例第6条各号で定められた非開示情報に該当する情報は認められなかった。

よって、実施機関は、実施要領及び事務処理基準を対象公文書として特定し、それらの全部を開示する決定を行うべきである。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和3年9月16日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和3年10月6日 (令和3年度第3回審査会)	・ 審 議
令和3年12月22日 (令和3年度第4回審査会)	・ 審 議
令和4年2月17日	・ 答 申

(参考)

調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
實原 隆志	福岡大学法学部 教授	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長